

議案第 40 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 6 条第 1 項を除く。）中「委員会」を「市長」に改める。

第 2 条中第 15 号を削り、第 16 号を第 15 号とし、第 17 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条中「第 2 条中第 18 号、第 21 号から第 23 号まで、第 25 号及び第 26 号」を「前条第 17 号、第 20 号から第 22 号まで、第 24 号及び第 25 号」に、「第 17 号まで、第 19 号、第 20 号、第 24 号及び第 27 号から第 32 号まで」を「第 16 号まで、第 18 号、第 19 号、第 23 号及び第 26 号から第 31 号まで」に改める。

第 6 条第 1 項中「伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

別表第 1 大山田せせらぎ運動公園の項を削る。

別表第 2 備考第 1 項ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

別表第 3 大山田せせらぎ運動公園の項を削り、同表備考第 1 項ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の伊賀市体育施設条例の規定により教育委員会が行った

処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。